

令和4年度 町税等の納期限(口座振替日)のお知らせ

納期限 (口座振替日)	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
	5/31 (火)	6/30 (木)	8/1 (月)	8/31 (水)	9/30 (金)	10/31 (月)	11/30 (水)	12/28 (水)	1/4 (水)	1/31 (火)	2/28 (火)
軽自動車税(種別割)	全期										
固定資産税	1期一括		2期		3期		4期				
町県民税 (普通徴収)		1期一括		2期		3期		4期			
国民健康保険税 (普通徴収)			1期一括	2期	3期	4期	5期	6期		7期	
後期高齢者医療 保険料(普通徴収)			1期一括	2期	3期	4期	5期		6期	7期	8期

固定資産税についてのお知らせ

令和4年度の固定資産税の納税通知書を5月上旬に送付します。課税内容については、同封の課税明細書をご確認ください(課税明細書の再発行はしていませんので大切に保管してください)。固定資産税の評価は、令和4年1月1日現在の現況地目で決定し、その時点の所有者に課税されます。令和4年1月1日以降の土地の売買や相続により所有者が変更されても、今年度の課税には反映されません。

■納税通知書が届かない?

所有している固定資産の課税標準額の合計が、土地で30万円、家屋で20万円に満たない場合は固定資産税が課税されません。このため、固定資産を所有していても納税通知書が送付されない場合があります。

■評価が下がっても税額が上がるのはなぜ?

評価額が同じであれば税額も同じというのが平等な税負担となりますが、宅地および宅地批准の雑種地の場合、急激な税負担の上昇を避ける措置として、平成6年度以降徐々に課税標準額が評価額に近づくよう調整しています。評価額が減少しても税額が上昇している土地もありますのでご理解ください。

【固定資産税の減免申請】

下記に該当する方は減免の対象となる場合があります。また、その他の事情により固定資産税の納付が困難な方は町税務課までご相談ください。

- ①生活保護世帯の方
- ②火災、雪害、風水害などで被害を受けた方
- ③所有地を集落会館など公益のために使用されている方

軽自動車税(種別割)・固定資産税の減免申請期限は**5月24日(火)**です

- ※納期限の過ぎたものや、既に納付されたものは減免できませんのでご注意ください。
- ※申請は町税務課で受付しています。各出張所では受付していませんのでご注意ください。

問 町税務課 ☎0187(84)4902

福祉保健課

美郷町高齢者生活支援ハウス「いちょうの家」の入居を受け付けます

入居定員◆7名

入居期間◆入居希望日から10月31日まで

※入居期間は6カ月以内となります。11月以降の入居を希望される場合は、10月に審査を行い、可否を決定します。

申込方法◆申請書、住民票、本人の写真、医師の診断書、収入を確認できるものを下記へ提出してください。申請受理後に審査を行い、可否を決定します。

■下記の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ①65歳以上の独居世帯、夫婦のみの高齢者世帯
- ②何らかの理由により独立して生活することに不安のある方
- ③伝染病、精神的疾患がなく、問題行動を伴わず共同生活に対応できる方

期間内は随時申し込みを受け付けますが、定員に達した場合は入居できません

申・問 町福祉保健課 地域包括支援班 ☎0187(84)4907、ロートピア緑泉 ☎0187(84)3636

おやこふらっと広場事業へ参加しませんか

毎月第4土曜日に満3歳から小学校3年生までのお子さんとその保護者の方を対象とした親子で参加できる子育て支援の事業を行います。ぜひ、親子でご参加ください。
※参加を希望される方は申し込みが必要です(先着10組までとなります)。

事業内容◆梅雨の生き物をつくろう

日時◆5月28日(出) 午前10時～午前11時30分

会場◆美郷町住民活動センター(畑屋字街道東)

申込期限◆5月21日(出)

受付時間◆午前9時～午後5時(月曜日休館)

申 NPO法人みさぽーと(美郷町住民活動センター内) ☎0187(84)4922

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

自動車運転免許取得費用を助成します

町では、障がいのある方の就労や社会参加活動の促進を図るため、普通自動車の運転免許取得に要した費用を助成します。

対象者◆・身体障害者手帳の1級から4級の交付を受けている肢体や聴覚に障がいのある方
・療育手帳の交付を受けた方

助成金額◆自動車操作訓練を終了するまでに要した費用(上限額:10万円)

助成回数◆原則として一人につき1回まで

申請方法

免許証の交付を受けてから6カ月以内に、次の書類を町福祉保健課に提出してください。

①障害者自動車運転免許取得費助成申請書

②教習実績書

(自動車学校へ提出して証明を受けてください)

③身体障害者手帳または療育手帳の写し

④自動車運転免許証の写し

⑤マイナンバーカードまたは通知カード

※①・②の様式は町福祉保健課の窓口にて備え付けているほか、町ホームページからダウンロードできます。

自動車改造費用を助成します

町では、身体に障がいのある方の就労や社会参加活動の促進を図るため、自動車改造に要した費用を助成します。

対象者◆身体障害者手帳の1級から3級の交付を受けている上肢、下肢または体幹に障がいのある方
※所得による制限があります。

助成金額◆対象者本人所有で、対象者が運転する自動車の操作装置および駆動装置等の直接改造に要した費用(上限額:10万円)

助成回数◆原則として一人1車両につき1回まで

申請方法

自動車の改造をする前に、次の書類を町福祉保健課へ提出してください。

①身体障害者自動車改造費助成申請書

②身体障害者手帳の写し

③運転免許証の写し

④自動車検査証の写し

⑤改造を行う業者の見積書(改造部分および経費が分かるもの)

⑥マイナンバーカードまたは通知カード

活動資金にご協力ください!

5月は「赤十字運動月間」です

活動資金の
使い道

- ・戦争や災害で苦しむ人々に
- ・青少年赤十字の普及と育成に
- ・人々の生命と安全のために
- ・援護活動を行う看護師養成に
- ・地域や高齢者福祉のために
- ・赤十字の医療事業の推進に
- ・赤十字ボランティア活動に
- ・輸血用血液の安全と安全供給に

美郷町赤十字奉仕団からのお知らせ

美郷町赤十字奉仕団の各地区担当団員が活動資金納入や寄付金のお願いに伺います。皆さんのご協力をお願いします。

あなたのあたたかい心が
赤十字の活動を支えています

新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより納入時期を延伸する場合があります

申・問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907